

令和3年度 小国町地域おこし協力隊募集要項

小国町は、山形県の西南端に位置し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな町です。東京都23区より広い町域の94%がブナ等の山林に覆われています。また、全国屈指の豪雪地帯として知られ、多いところで4mにも達する雪が、水となって豊かな恵みを与えてくれます。

先人たちは、この厳しくも豊かな自然を巧みに活かし、四季折々のうつろいに歩調を合わせながら生活空間を築き、さまざまな文化・技・伝統を創造してきました。また、昭和初期、この豊かな水資源に着目した企業が工場を立地したことを契機に、小国町の経済は大きく躍進し、現在は先端素材の製造を基幹産業とする、山間地域としては稀な第二次産業の町となっています。

いま、小国町では、豊かな自然と先人達が受け継いできた生活文化を大切にしながら、「**自然を愉しみ みんながわくわくする “白い森の国おぐに”**」を目指してまちづくりに取り組んでいます。

一方、急速に進む人口減少と少子高齢化により、こうした伝統文化を担う人材が不足しています。そのため小国の生活や文化、自然環境に憧れや共感する多様な人々と「協働と交流と連携」を図り、ともに支え合うまちづくりを目指しています。

このことから、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を支援しながら地域力の維持・強化及び地域の活性化を図るため、以下により「小国町地域おこし協力隊」を募集します。

1 募集人員 3名（各活動の募集人員は「2 活動内容」に記載のとおり）

2 活動内容

小国町地域おこし協力隊は、「小国町地域おこし協力隊設置要綱」及びこの要項に基づき、以下に掲げるいずれかの活動に従事するものとします。

（1）集落支援活動部門（1名）

町内各地区（沖庭、南部、東部）で、地域の方と積極的に関わりながら、地域に新たな活力や交流を生み出す活動の企画・運営に取り組みます。

①地域活性化活動に対する支援

SNS等による情報発信、地域づくり活動の企画・運営、伝統文化・技術の継承等

②地域行事、共同作業、イベント等への参加

地域行事へ積極的に参加し、地域住民のひとりとして活動

③高齢者の見守りや居場所づくり、生活支援活動

地区の高齢者の見守り、地域サロン等の実施、雪かきの手伝い等の生活支援

④その他地域振興に関する活動

⑤その他自主活動、定住に向けた活動

(2) 農業振興部門（1名）

地域農業の活性化を図るため、高い技術を有する先導的な農業者のもとで補助業務に従事し、指導を受けながら、農業技術や経営手法を習得して新規就農を目指します。

①稲作農家の作業補助

専業農家の農作業等の補助を通じた米や野菜の栽培などの技術習得

②畜産農家の作業補助

畜産農家での和牛飼育作業の補助を通じた技術習得

③きのこ産業の作業補助

小国町の特産品であるきのこ栽培の作業の補助を通じた技術習得

④その他農業の作業補助

(3) スポーツ活動支援部門（1名）

町民一人ひとりが、スポーツを「する」楽しみ、「みる」楽しみ、「ささえる」楽しみを通して主体的にスポーツ活動に関わり、生涯にわたり気軽にスポーツに親しむことができる地域社会の実現に向け、町民やスポーツ関係団体等と協働しながら活動します。

①生涯スポーツ普及事業の企画立案・事業運営

既存スポーツや新たなスポーツ（障がい者スポーツやeスポーツなど）の普及に向けた企画立案や事業運営

②おぐにスポーツクラブ Yui の活動支援

総合型地域スポーツクラブ「おぐにスポーツクラブ Yui」が行う各種事業や活動への支援

③スポーツ少年団や部活動の活動支援

少子化に対応したスポーツ少年団活動や部活動の展開に向けた活動支援

3 募集対象

下記（1）～（6）の全ての要件を満たす方

- (1) 令和3年4月1日現在で年齢20歳以上40歳未満の方（性別は問わない）
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住しており、小国町地域おこし協力隊として任用後に小国町に生活の拠点を移し、住民票を異動させることができる方
※地域要件（三大都市圏をはじめとする都市地域等）
過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域以外の地域。
※他市町村において地域おこし協力隊であった方（地域おこし協力活動を2年以上経験かつ解嘱から1年以内の場合）については、転出地の地域要件なし。
- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に活動できる方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

地方公務員法抜粋

(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) 普通自動車運転免許を取得している方

(6) パソコン（ワード、エクセル等）の一般的な操作ができる方

4 勤務地 小国町内

5 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの週5日（1週間当たり35時間及び1日当たり7時間を超えない範囲内）を基本とします。ただし、活動内容によっては休日に勤務を要する場合があります、その場合は平日への振替対応とします。年次有給休暇は10日付与されます。

6 雇用形態及び任期

(1) 雇用形態

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として、町長または教育長が任用します。

(2) 任期

任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとします。ただし、任用の日から最長で3年間延長することができます。

7 報酬 年額 約2,000,000円（期末手当含む）

※ただし、会計年度任用職員制度の運用に伴い変更となる場合があります。

8 待遇及び福利厚生

(1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、社会保険）に加入します。

(2) 活動期間中の住居は町が用意します。ただし、転居に係る費用、生活備品、光熱水費等は個人負担とします。

(3) 活動に使用する車両は町が用意します。また、燃料費の一部は活動費として支給します。

(4) 活動に必要な消耗品等については、予算の範囲内で町が提供します。

(5) 活動に必要な旅費については、予算の範囲内で町が支給します。

(6) 業務に支障がない範囲での副業は認めます。

9 応募手続

(1) 応募受付

郵送により随時受け付けします。(採用者決定次第閉め切ります。)

(2) 提出書類

①応募用紙(町ホームページに掲載しています。郵送することも可能です。)

②履歴書(市販のもので可としますが、顔写真を必ず添付し、直筆のこと。)

③自己PR文(A4横書き、1,000字以内、書式自由、パソコン可。応募の動機・意気込み・活動に活かしたい経験や強み等をアピールしてください。)

(3) 申し込み・問合せ先

小国町総合政策課 政策企画室

所在地：〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町2-70

電話：0238-87-0821

メール：seisaku@town.oguni.yamagata.jp

10 選 考

(1) 第1次選考

書類選考の上、結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考(面接)を行います。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

(3) 最終結果の報告

最終結果報告は、面接後10日以内に文書で通知します。

(4) その他

①採用予定者は、地域要件確認のため「住民票記載事項証明書」を提出していただきます。

②選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。